

2014年6月

平成26年会社法改正

Ⅱ 親子会社に関する規律の整備
(親会社株主の保護)

1 多重代表訴訟(特定責任追及の訴え)

(1) 背景

近年、企業経営のグループ化が急速に進む中で、子会社における不祥事や経営不振が、親会社に悪影響を及ぼす事例も目立つようになり、親会社の株主保護の観点から、親会社の子会社に対する監督の在り方が問われるようになりました。

子会社の役員の善管注意義務違反により、子会社に損害が発生し、ひいては親会社に損害が発生した場合には親会社が子会社の役員に対して責任を追及することが本来の姿ですが、親会社の役職員にとっては、子会社の役員も「身内」であることから、適切な責任追及が必ずしも期待できないという構造的な問題があると指摘されてきました。

そこで、親会社の株主が子会社の役員の責任を追及する訴えを提起することを可能にする制度(多重代表訴訟)の創設が検討されることになりましたが、経済界を中心に、多重代表訴訟制度の導入について消極的な意見も強く、最終的には、多重代表訴訟の提起が可能となる場面を限定することを前提に、制度が法制化されることになりました。

すなわち、改正法では、①6か月前から引き続き最終完全親会社の総株主の議決権の1%以上の議決権を有する株主等は、②その株式の帳簿価格が親会社の総資産額の5分の1を超える子会社の役員の責任(特定責任)について、代表訴訟を提起できることとなりました(法第847条の3、特定責任追及の訴え)。なお、通常の株主代表訴訟は「責任追及等の訴え」(法第847条)であるのに対して、多重代表訴訟では「特定責任追及の訴え」(法第847条の3)と、「等」がつかないのは、後者では、利益供与に係る利益の返還義務や、不公正な払込金額による株式発行等に係る価額

填補責任が対象とされていないからです。

(2) 原告適格

特定責任追及の訴えの原告となり得るのは、6か月前から引き続き最終完全親会社等の総株主の議決権の1%以上の議決権を有する株主又は最終完全親会社等の発行済株式の1%以上の株式を有する株主です(最終完全親会社等が公開会社でない場合には、6か月の継続保有要件は不要です)。このように、多重代表訴訟においては、株主代表訴訟と異なり、単独株主権ではなく少数株主権とされていることから、提訴できる株主は相当に限定されています。

また、最終完全親会社等とは、当該株式会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないものをいい、完全親会社等とは、直接保有の場合(親会社単独で保有している場合)のみならず、間接保有の場合(完全子会社等を通じて保有している場合)を含む趣旨です(法第847条の3第1項本文、第2項)。すなわち、最終完全親会社等とは、重層的な資本関係により企業集団が形成されている場合において、かかる資本関係の頂点にある会社とすることができます。

なお、特定責任追及の訴えでは、完全親子関係が要件とされているため、提訴後に最終完全親会社等が保有株式の一部を譲渡し、完全親子関係が解消されたような場合には、原告適格が消滅することになると考えられます。このような帰結については、当該子会社について少数株主が生じた場合には、当該少数株主が通常株主代表訴訟を提起することができることから、完全親会社等の株主に、子会社の役員の責任を追及する権利を認める必要性が失われる、という説明がなされています。もっとも、原告適格の消滅を企図する潜脱的な株式譲渡等の場合には、解釈による救済の余地があると考えられます。

(3) 特定責任

特定責任とは、当該株式会社の役員の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等及

【監修者】 [パートナー 弁護士 渡辺 徹](#)

【執筆者】 [パートナー 弁護士 原 吉宏](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

びその完全子会社等における当該会社の株式の帳簿価額が、最終完全親会社等の総資産額（法務省令で定めます）の5分の1を超える場合における当該会社の役員（責任をいいます（法第847条の3第4項））の責任をいいます（法第847条の3第4項）。このように、特定責任の追及の対象となる役員は、親会社の役員に相当し得るような重要な子会社の役員に限定されています。

役員「責任の原因となった事実が生じた日」については、当該株式会社の役員（責任をいいます）の任務懈怠がなされた日を指すと考えられますが、たとえば、不作為が問題となる事案はどの時点を問題にするか等、具体的な適用は解釈に委ねられています。

なお、5分の1基準は、責任原因事実が生じた日において必要となる要件であり、提訴の段階では必要ないと解されます。

（４）外国子会社の扱い

特定責任追及の訴えにおいて、子会社である「株式会社」は、日本の会社法に基づき設立された株式会社を指すものであり、外国子会社は、特定責任追及の訴えの対象外であるとされています。

（５）提訴手続

最終完全親会社等の株主は、（最終完全親会社等ではなく）当該株式会社（子会社）に対して提訴請求を行い、60日以内に当該株式会社が特定責任追及の訴えを提起しないときは、自ら特定責任追及の訴えを提起することができます（法第847条の3第1項、第7項）。当該株式会社は、60日以内に特定責任追及の訴えを提起しない場合において、株主又は役員から請求を受けたときは、遅滞なく提訴しない理由を書面で通知しなければなりません（法847条の3第8項）。

（６）訴えを提起できない場合

最終完全親会社等の株主は、①特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合、又は②当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合は、特定責任追及の訴えを提起することはできません（法第847条の3第1、2号）。

①は通常株主代表訴訟においても同様の規定が存しますが、②は特定責任追及の訴えに特有の要件であり、例えば、親会社が子会社から利益を得た場合や子会社間において利益が移転した場合のように、当該子会社単体では損害が発生していたとしても、親会社には損害が生じていない場合には提訴できません。

（７）特定責任の免除

通常株主代表訴訟においては、役員（責任をいいます）の責任を免除するには、総株主の同意が必要とされています（法第424条）が、特定責任については、総株主の同意に加えて、最終完全親会社の総株主の同意も必要とされています（法第847条の3第10項）。

（８）実務への影響

上記のとおり、特定責任追及の訴えの要件は相当に限定されていることからすれば、提訴できる株主も対象となり得る会社もそれ程多くないと考えられます。もっとも、特定責任追及の訴えの制度導入、並びに、次項で述べる、企業集団の内部統制に係る規定の会社法本体への「格上げ」により、企業集団における役員（責任をいいます）の責任の在り方に関する意識が高まることに伴い、親会社として、子会社の役員（責任をいいます）の責任を追及する場面が増えることも想定されます。また、そのような責任追及を怠った場合、親会社の株主が親会社の役員（責任をいいます）に対して、①子会社役員に対する責任追及の懈怠、②子会社役員に対する監視義務違反、③企業集団の内部統制システム構築・運用義務違反等の理由に基づいて、株主代表訴訟を提起するケースも生じてくるものと考えられます。

なお、最終完全親会社等が、完全子会社等の役員（責任をいいます）について特定責任追及の訴えを提起する場合は、監査役が最終完全親会社等を代表するものとされています（監査役設置会社の場合）。

2 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

（１）背景及び概要

旧法においては、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）（法第362条第4項第6号）の内容として、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について決定することを求めています。かかる定めは会社法施行規則（旧施行規則第100条第1項第5号）に置かれていました。

改正法では、上記定めのうち（企業集団の構成員から親会社を除いた）「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」は会社法施行規則から会社法本体に定めるものとされ（法第362条第4項第6号）、企業集団の内部統制システムに係る規律がいわば「格上げ」されることとなりました。

このような改正がなされた背景については、多重代表訴訟の導入の可否を巡る議論の中で、中間試案の段階では(A)多重代表訴訟を創設する案と、(B)多重代表

訴訟を創設しない代わりに、取締役会は、子会社の取締役の職務の執行の監督を行う旨を明文化する案が併記されたところ、(B)案については、親会社取締役会に、旧法上の解釈を超えて積極的な監督義務が要求される懸念があるなどとして経済界が強く反対し、改正法では(A)案の多重代表訴訟制度が採用されたため、旧法上の義務を超えない範囲で会社法に明文規定を設けるものとして異論のなかった、企業集団の内部統制システムを会社法で定めることになったものです。

(2) 実務への影響

文言自体は従前の会社法施行規則とほぼ同じですが、会社法本体で定められるようになったこと、並びに上記のような改正の経緯からすれば、今後、当該規定が、会社法上、親会社取締役会による子会社の監督責任を認める根拠規定として用いられる可能性があります。すなわち、株主が、上記規定に基づいて、親会社の役員に対して子会社の管理責任を追及する場面が増えることが想定されます。

このような場面では、責任原因として、企業集団に関する内部統制システム構築・運用義務違反を主張されることが予測されますので、企業側の実務対応としては、かかる事態に備えて企業集団の内部統制システムの在り方を見直すことが必要です。その場合、これまでに生じている他社の不祥事等に鑑みて、見直すべき点がないかチェックすることが考えられます。

また、責任原因として、子会社取締役に対する監視義務違反や子会社取締役に対する損害賠償請求の懈怠が主張される場合でも、上記規定がその根拠として引用されることが想定されますので、注意が必要です。

3 株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟

(1) 背景及び概要

旧法第 851 条は、株主代表訴訟を提起した株主が、訴訟の係属中に、株式交換、株式移転又は合併により当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、かかる組織再編により、完全親会社や合併存続会社の株式を取得したときは、継続して訴訟を進行できる旨定めていましたが、株式交換等の効力発生後に株主代表訴訟を新たに提起できる旨の定めはありませんでした。

この点、株式交換等の効力が発生する前に株主代表訴訟を提起していない場合であっても、責任追及の原因となった事実が生じている以上、株式交換等により当該株式会社の株主でなくなった者についても提訴権を認めるべきである旨の指摘がなされていました。

そこで、改正法は、株式交換等の効力発生日の 6 か月前から引き続き当該株式会社の株主であった者

は、株式交換等の効力発生時までには責任追及の原因となった事実が生じている場合は、株式交換等により当該株式会社の株主でなくなったときであっても、その完全親会社等の株式を引き続き保有しているときは、責任追及等の訴えを提起できるものとししました(法第 847 条の 2)。なお、株式交換後に完全親子関係が解消された場合は、原告適格は消滅すると解されますが、ここでも、潜脱的な株式譲渡等の場合には解釈による救済の余地があると考えられます。

(2) 実務への影響

本改正により、たとえば、株式交換の手法で M&A の対象会社を完全子会社化した後においても、株式交換前の対象会社の株主が、自社の株式を継続保有する限り、対象会社の役員に対して株主代表訴訟を提起する事態が生じ得ることとなったため、注意が必要です。

4 親会社による子会社の株式等の譲渡

(1) 背景及び概要

旧法第 467 条は事業譲渡について株主総会の承認(特別決議)を必要とする一方、子会社の株式の譲渡については定めを設けていませんでした。しかしながら、親会社が、子会社の株式の一部を譲渡して子会社の事業に対する支配を失う場合には、事業譲渡と実質的に同様と評価できることができるとの指摘がなされていました。

そこで、改正法は、子会社の株式を譲渡する場合において、①譲渡する株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の 5 分の 1 を超えるとき、及び②効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないときは、株主総会の決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けることが必要としました(法第 467 条第 1 項第 2 の 2 号)。

なお、上記規定は、親会社が子会社の株式を譲渡する場面に適用されるものであり、完全子会社が完全孫会社の株式を譲渡する場面では、親会社については株式の譲渡がない以上、当該規定は適用されないものと解されます。

(2) 実務への影響

従前は、重要な子会社の株式の譲渡であっても、実務上は取締役会決議で対応するのが通常でしたが、本改正により、所定の場合は株主総会の承認を得ることが必要となるため、スケジュール管理及び株主総会対応に留意すべきこととなります。

以上



【参考文献】

- ・岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案の解説』〔Ⅲ〕」商事 1977 号 4 頁以下
- ・山本憲光「多重代表訴訟に関する実務上の留意点」商事法務 1980 号 31 頁以下
- ・松山遥「子会社管理体制の見直し・グループ間取引の開示」ビジネス法務 2014 年 2 月号 28 頁以下
- ・黒田裕「親子会社に関する規律の改正ポイント」経理情報 1370 号 17 頁以下
- ・武井一浩「企業集団法制に関する改正」企業会計 66 巻 3 号 36 頁以下
- ・山田和彦「改正会社法シリーズ② 子会社管理責任及び親子会社間取引にかかる実務対応」資料版商事法務 360 号 33 頁以下